

### UCTSを利用した大学間交流

小樽商科大学教授

船津 秀樹

はじめに

小樽商科大学では、過去一〇年ほど交換留学プログラムの充実に、大学全体として力を注いできた。国際化の進展する二一世紀に生きる学生達にとって、大学の学部教育四年間のうちに、一年ほど、言葉も文化も異なる環境の中で、色々な国の人達とともに学ぶことは、きわめて有益であると考えたからである。欧米の大学では、一九六〇年代頃から、ジュニア・イヤー・アブロードという形で、本国の大学に在籍しつつ、外国の大学で二年次に一年学び、そこで取得した単位を原籍大学で認めるという制度が発達してきた。特に、ヨーロッパでは、経済統合の進展に伴い、大学間交流もきわめて盛んになり、各国で微妙に異なっていた単位互換を、the European Credit Transfer System (ECTS) という仕組みを作ること容易にしようとする試みがなされてきた。これに触発される形で、アジア太平洋地域における大学間交流を促進するために誕生したアジア太平洋大学交流機構 (The University Mobility in Asia and the Pacific, UMAP)

AP)においても、単位互換方式 (Credit Transfer Scheme, UCTS) が開発された。小樽商科大学では、平成一一年一〇月から、交換留学生のために英語で授業を行う短期留学プログラムを正式にスタートさせたこともあり、学則を改正するとともに、交換留学を促進するために必要な規定を整備し、単位認定にあたっては、UCTSを使用することも明示した。これは、過去一〇年程の経験から、本学学生を外国の大学に派遣留学させた際、単位認定をめぐって、きわめて煩雑な事務手続きを経験したことから、単位認定を円滑にするために実施したものである。今後、日本の大学と海外の大学との単位互換は、一層進むものと考えられる。小樽商科大学におけるUCTS利用の試みを簡単に紹介したい。

#### UCTSの必要性

小樽商科大学でも、学生が外国の大学で取得した単位を認定するのは容易ではなかった。まず、そもそも誰が単位を認定するのかというところが問題になる。日本の大学では、授業

を教え、試験を実施した教授が成績をつけ単位を認定してきた。したがって、学生が派遣留学した場合にも、外国で取得した授業科目に近い授業を教えている教授が、本学の授業科目として認めてよいか、成績をどのように換算するかなどを判断してきた。その大学に読替えるべき授業科目がない場合には、経済学特別講義のような漠然とした授業科目を設けて認定するということがなされてきた。また、複数の科目に読替え可能な場合には、どの科目に読替えるのかも常に問題になった。外国で取得した単位が卒業所要単位に読替えられるかどうかで、帰国した学生が四年で卒業できたり、できなかったりする場合もあった。担当する教授の単位認定に対する柔軟性の違いで、ある場合には単位が認められたり、認められなかったりという問題もあった。

派遣留学生が少ない時には、教授による個別対応も可能であったが、年間二〇人程度を派遣するようになって、個々の学生に関して、その都度対応することで、学生の間不公平感を増幅する恐れが生じてきた。さらに、単位数の計算についても問題になる場合が出てきた。ニュージーランドの大学の場合には、単位という概念自体がなく、実際どれだけの勉学をしてきたのか時間数まで計算して、本学の単位に置き直す作業が必要であった。教務課の職員では、なかなか、外国の大学とコインタクトして必要な資料を作成することができず、授業科目名・単位数計算方式・成績評

価の換算について、国際交流センター長であった私に、個別に相談されることがしばしばであった。何らかの客観的な単位換算式が必要であった。

以上のような経験を踏まえて、小樽商科大学では、学則を改正するとともに、単位互換について、新しい独自の方式を導入した。第一回の短期留学プログラムが修了する二〇〇〇年九月に初めて、UCTSを利用して新方式が単位互換に活用されることになる。UCTSは、単位互換に伴う手続きに透明性と客観性を持たせ、なおかつ、事務手続きを簡素化するために必要なものである。

### 小樽商科大学の単位互換制度

小樽商科大学では、学則に定める授業科目に、学科科目（経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科）、共通科目と並んで、国際交流科目を置いた。名称自体は、短期留学プログラムを実施している他の国立大学に前例がある。他大学では、留学生のために特別に実施する授業科目を国際交流科目と呼んでいるが、小樽商科大学では、学生が「外国の大学で履修した授業科目」も国際交流科目としている。国際交流科目規定を別に定め、外国で履修した授業科目の単位は、当該大学が発行する公式の成績証明書に基づき、教授会の議を経て、学長が認定する（第六条）となっている。これによって、個別教官による恣意

的な判断を排除する仕組みになっている。交換留学を終えた学生は、単位互換認定額を学長に提出することになる。これには、留学先の科目名、その和訳、留学先大学での単位数、UCTS単位数、本学での単位数を記述することになっている。学生は、まず、これらを、国際交流科目として認定する願いを出すことになる。シラバス・成績証明書等を確認の上、国際交流委員会が審議の上、認定原案を作成する。その上で、学生が本学の授業科目に読替えを希望する場合には、教務委員会の議を経て本学の授業科目に読替えることができるとしている（第七条）。これにより、学生は、外国の大学で取得した単位を、そのまま本学の国際交流科目（卒業所要単位には入らない）として認定してもらえるほか、本学の授業科目として読替えることも可能となった。成績証明書には、留学先大学の名前とともに、成績も記載される。UCTSは、この単位認定プロセスの中で、単位数の換算の際に必要な役割を果たすことになる。交流先大学が、UCTS表示で単位数を計算してくれば、本学の単位への換算は自動的にとなる。これまで、この作業は、国ごと・大学ごとに必要で、膨大な事務作業を要していたが、今後、きわめて簡素化され、UCTS普及に伴い流れ作業となるものと期待されている。

本学で実施する短期留学プログラムの単位数も、二〇〇〇年一〇月からUCTS表示をするので、協定先大学の担当者にとっては、

単位認定事務作業が楽になるはずである。また、UCTSは、ECTSに容易に置き換えられるので、ヨーロッパの学生が、小樽商大で取得した単位の認定を求める際にも、手続きが簡単になるはずである。交換留学に参加する学生にとって、留学先で取得した単位が、自国の原籍大学で認定されるかどうかは、きわめて重要な問題である。成績を含めて、透明性の高い方式で、単位互換されていくことが、小樽商科大学の交換留学プログラムに対する信頼性を高めていくものと期待される。

### おわりに

小樽商科大学は、単科大学であるために、留学生の派遣・受入れ・単位認定等を、一つの教授会で審議して、一元的に実施できるという利点がある。総合大学の場合には、単位認定は、学部ごとで、留学生の受入れは、留学生センターでというのが一般的なので、UCTSの活用にも、もう少し時間がかかるかもしれない。しかしながら、国際交流を担当する部局と教務関係のセクションが協力することで、それぞれの大学にあった交換留学プログラム、そして、単位互換システムを構築できるはずである。UCTSを核とする外国で取得した単位の認定制度の確立は、アジア太平洋地域における留学生交流を促進する上で今後必要不可欠と考える。